

(仮称) 中野区成年後見制度利用促進計画の策定に向けて

1 背景

国は、成年後見制度が判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な制度であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）を策定した。

成年後見制度利用促進基本計画では、区市町村の役割として、当該区市町村の区域における成年後見制度の利用の促進にかかる施策について、基本的な計画を定めるとともに、成年後見等実施機関の設立、運営に係る積極的な役割を果たし、その他必要な措置を講じるよう努めるものと定めている。

2 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（以下、本人という。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度である。

【成年後見制度の種類】

- (1) 任意後見制度 ⇒ 判断能力が不十分になる前に、判断能力が低下した場合にあらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度。
- (2) 法定後見制度 ⇒ 本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度。 ご本人の判断能力に応じて下記の 3 種類の制度がある。

	補 助	保 佐	後 見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為 ※民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限る。	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

【判断能力が不十分であるが成年後見制度を利用していない場合の例】

- 悪徳業者に必要のない物を買わされ、遠方に住む家族が気付いた時には財産がかなり減っていた。
- 日常の買い物はできても難しい契約等の手続きができず、必要な福祉サービス等が受けられなくて生活が困難になる。

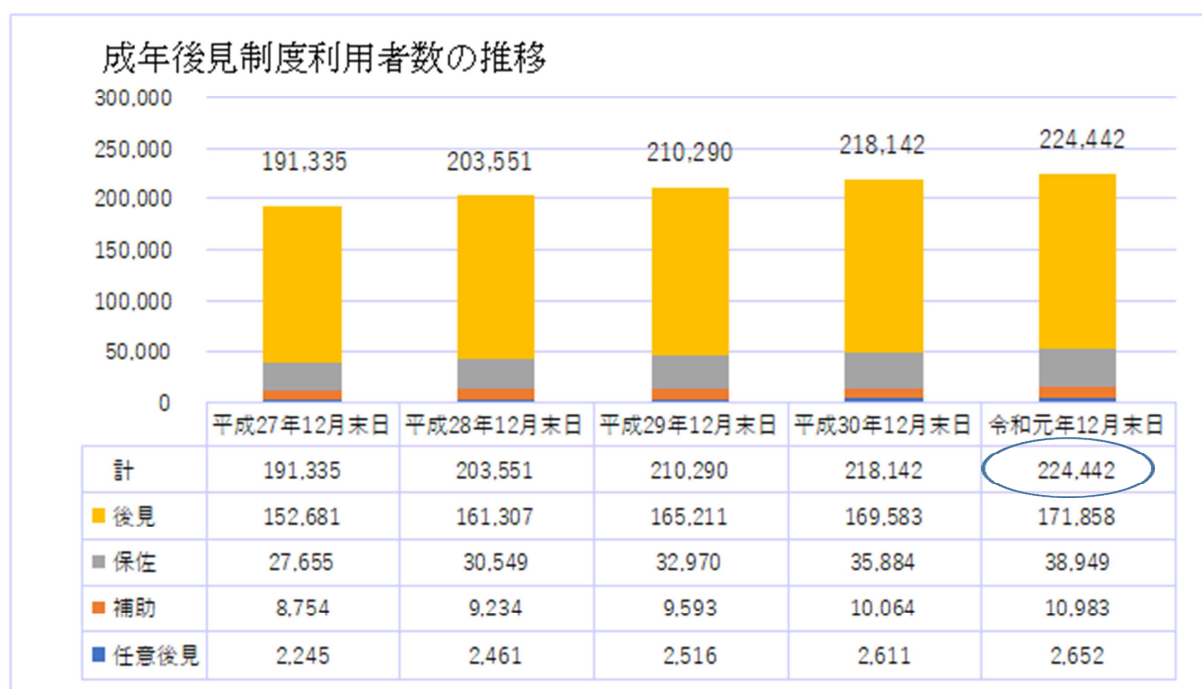
3 成年後見制度の利用状況

(1) 成年後見制度の利用者数の推移

超高齢化社会の進行に伴い高齢者数が増加するとともに、認知症等で判断能力が不十分になり、成年後見制度の利用が必要になる人も増加すると考えられる。しかし、成年後見制度の利用者数は認知症発症者の推計人数と比べてかなり少ない。令和2年の認知症の人の推計602万人に対して、成年後見制度を利用している人は22万4千人余り、約3.7%である。

年	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計人数／(率)	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数／(率)	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

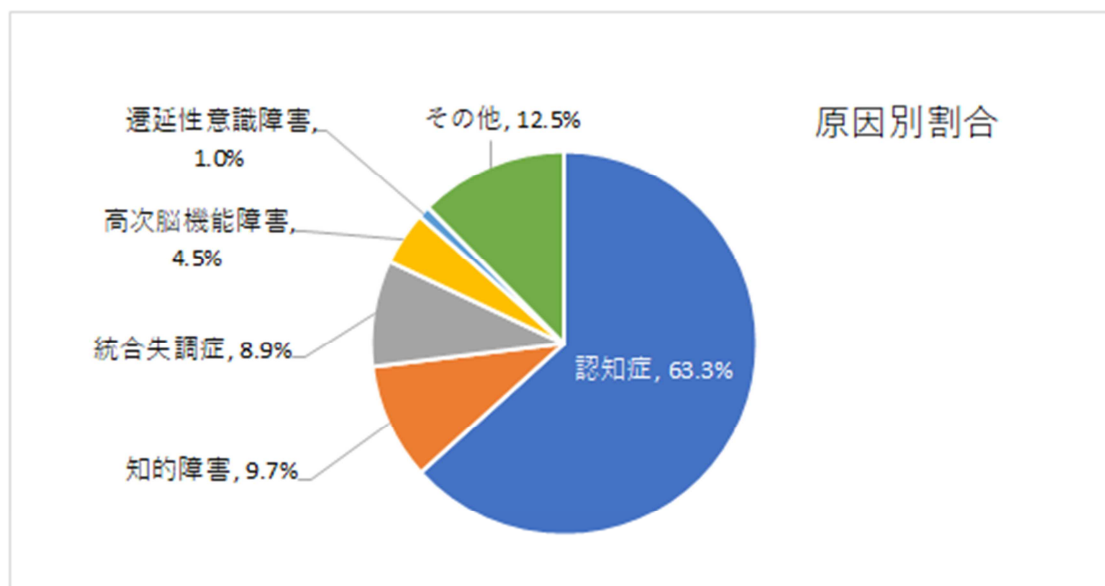
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値



出典：「成年後見関係事件の概況」平成31年1月～令和元年12月
最高裁判所事務総局家庭局

(2) 成年後見制度利用の原因別割合

認知症が最も多く63.3%。次に知的障害が9.7%、統合失調症が8.9%と続く。 ※遷延性意識障害とは、重度の昏睡状態、俗に言う植物状態である。

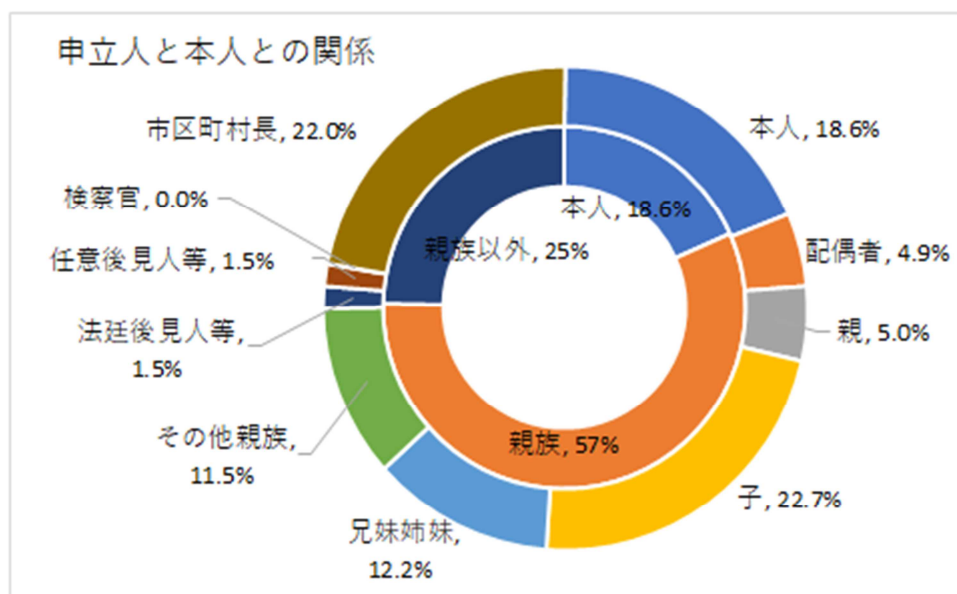


出典：「成年後見関係事件の概況」平成31年1月～令和元年12月
最高裁判所事務総局家庭局

(3) 申立人と本人との関係

申立人で一番多いのは、本人の子で22.7%。その次に多いのは市区町村長の22.0%である。本人による申立てが困難で、4親等内の親族に申立てができる人がいない場合、本人の権利擁護を図る必要があるときに、市区町村長が申立てを行う。

※成年後見制度の申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、市区町村長、検察官である。



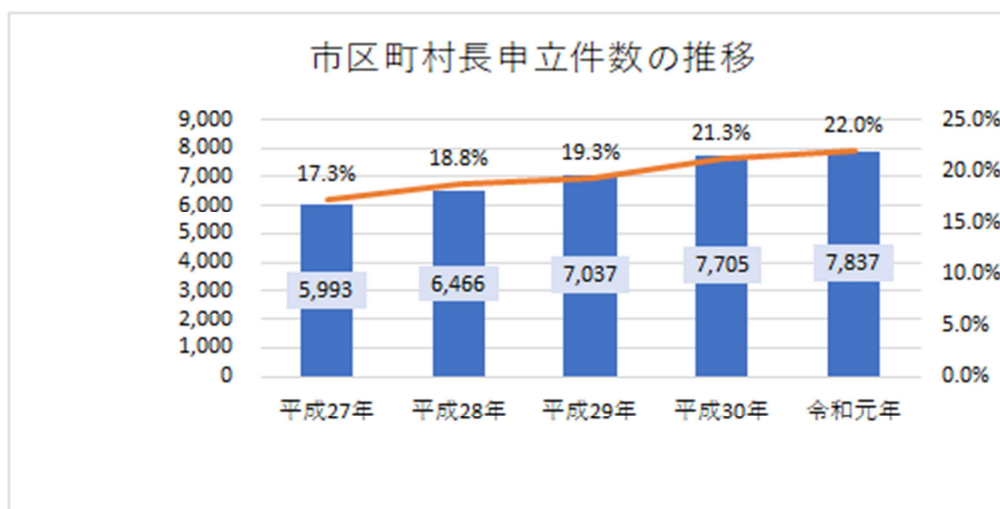
出典：「成年後見関係事件の概況」平成31年1月～令和元年12月
最高裁判所事務総局家庭局

(4) 市区町村長申立件数の推移

市区町村長申立の件数と割合は、年々増加している。

グラフにはないが、10年前の平成21年1月～12月の市区町村長申立件数は2,471件で、申立件数全体に対する割合は9.0%であった。令和元年は申立件数7,837件、申立件数全体に対する割合が22.0%なので、10年で市区町村長申立件数は3倍以上、申立件数全体に対する割合は2.4倍以上に増加している。

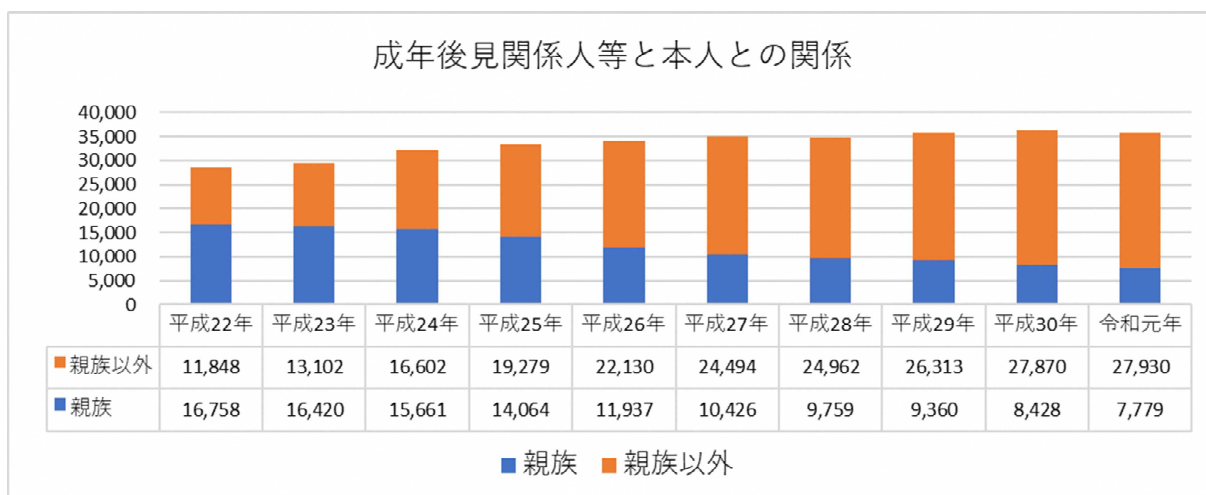
身寄りのない高齢者等の増加や、親族がいても親族も高齢等の理由で申立を行うことができないケースが増加していると推察される。



出典：「成年後見関係事件の概況」最高裁判所事務総局家庭局

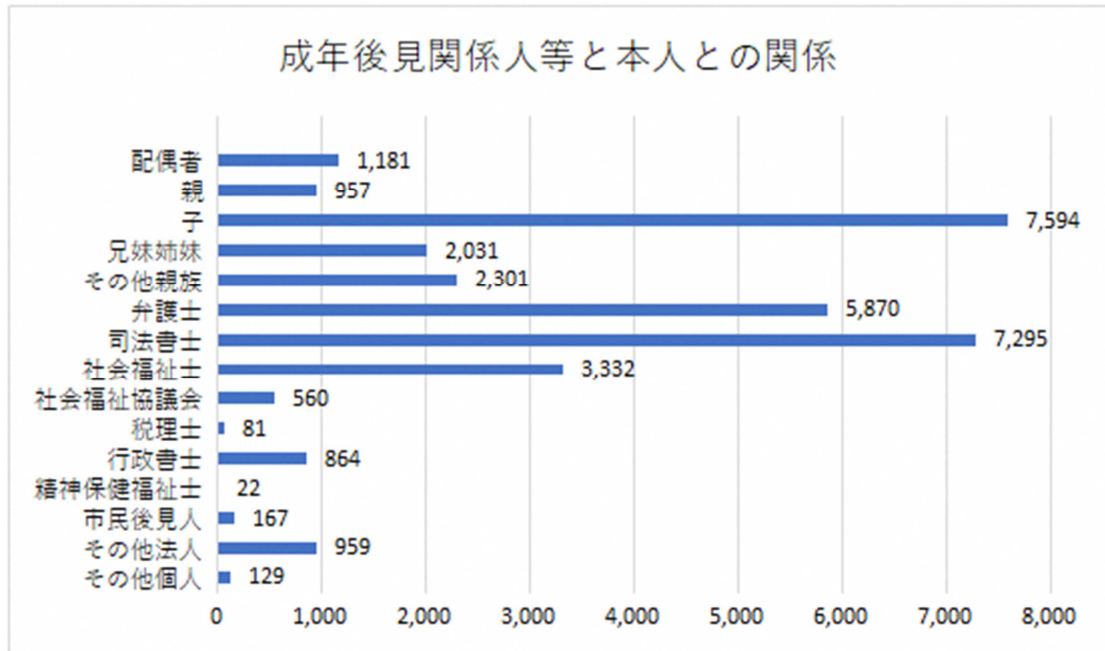
(5) 成年後見人等と本人との関係

成年後見人等になるのは、親族と親族以外では平成22年に親族の方が多かったが、平成23年にその割合は逆転し、令和元年には78.2%、3/4以上が親族以外となっている。



出典：「成年後見関係事件の概況」最高裁判所事務総局家庭局

また、令和元年の成年後見人等の内訳を詳しく見てみると、親族では子が最も多く、親族以外では司法書士、弁護士、社会福祉士の順が多い。

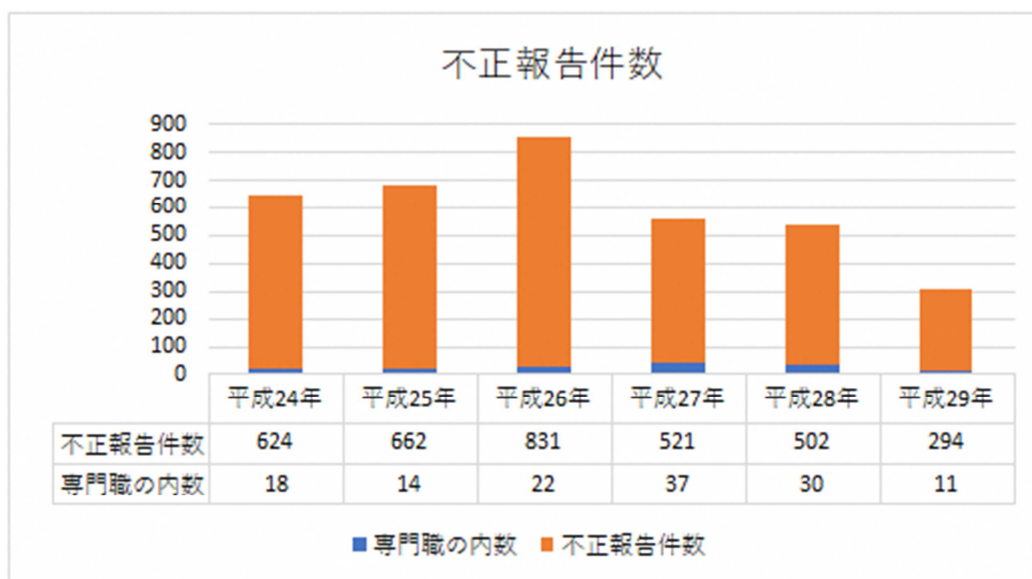


出典：「成年後見関係事件の概況」平成31年1月～令和元年12月
最高裁判所事務総局家庭局

(6) 不正について

成年後見人等による財産の着服などの不正は、ここ数年減少傾向にあるが、平成29年で294件。そのうち、弁護士等の専門職が関わった件数は11件であり、不正のほとんどは親族後見人等によってなされている。

しかし、親族後見人等による不正は、悪意によるものだけでなく、制度をよく知らないために結果として不正になってしまうケースもあると言われている。



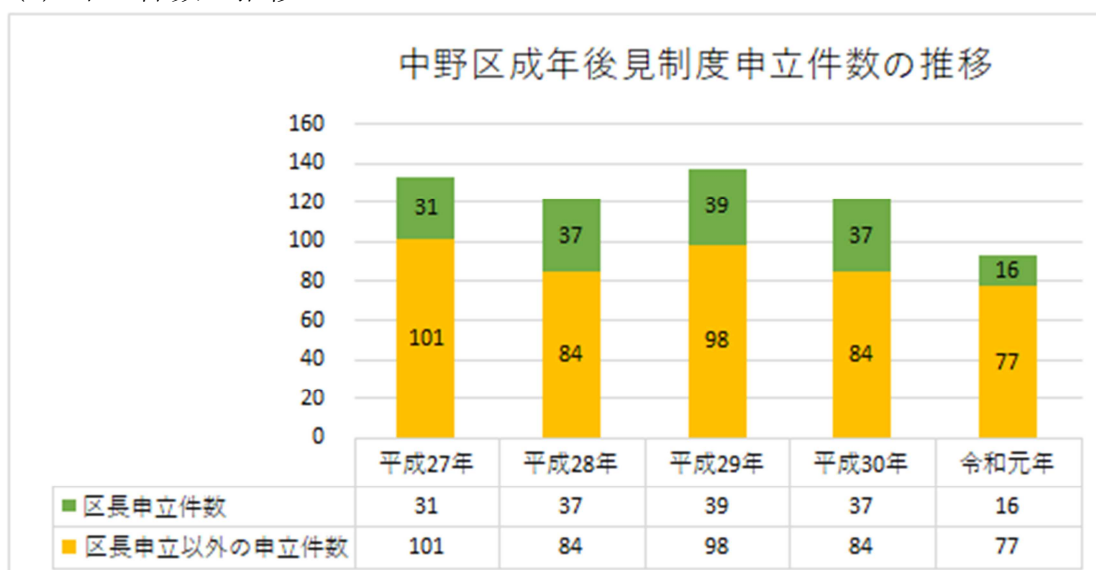
4 中野区での現状

(1) 成年後見制度の利用者数

中野区民で成年後見制度を利用している人は、令和元年12月31日現在、595人である。利用者は若年の障害者の方もいるため高齢者には限らないが、参考までに計算してみると、令和2年1月1日現在65歳以上である区民は67,892人であるので、その0.88%が成年後見制度を利用していることになる。

	市区町村名	後見	保佐	補助	任意後見	合計
1	千代田区	93	25	8	1	127
2	中央区	140	38	22	9	209
3	港区	337	80	29	12	458
4	新宿区	477	108	31	14	630
5	文京区	288	52	22	16	378
6	台東区	268	95	25	11	399
7	墨田区	382	74	26	8	490
8	江東区	597	110	24	8	739
9	品川区	530	142	37	22	731
10	目黒区	434	79	21	13	547
11	大田区	906	214	68	32	1,220
12	世田谷区	1,257	236	75	41	1,609
13	渋谷区	313	68	38	11	430
14	中野区	454	93	23	25	595
15	杉並区	785	165	61	23	1,034
16	豊島区	411	96	27	14	548
17	北区	450	107	40	11	608
18	荒川区	273	81	24	9	387
19	板橋区	715	154	59	24	952
20	練馬区	997	201	70	24	1,292
21	足立区	895	204	52	15	1,166
22	葛飾区	533	92	38	16	679
23	江戸川区	730	129	34	11	904
	合計	12,265	2,643	854	370	16,132

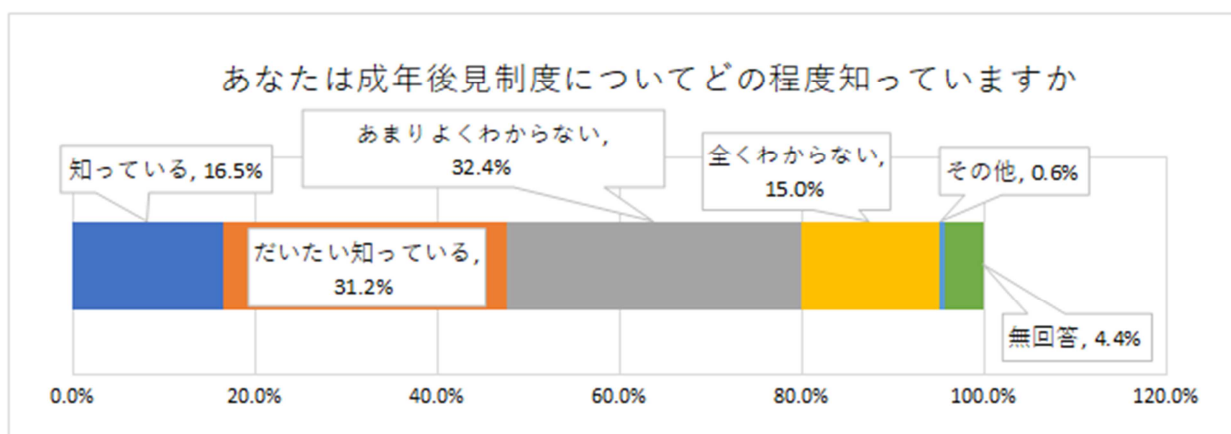
(2) 申立件数の推移



中野区民の各1年間の成年後見制度申立数である。約120～130件であったが、令和元年度は93件であった。そのうち区長申立件数が、1/3から1/4の件数を占めている。

(3) 成年後見制度の認知度

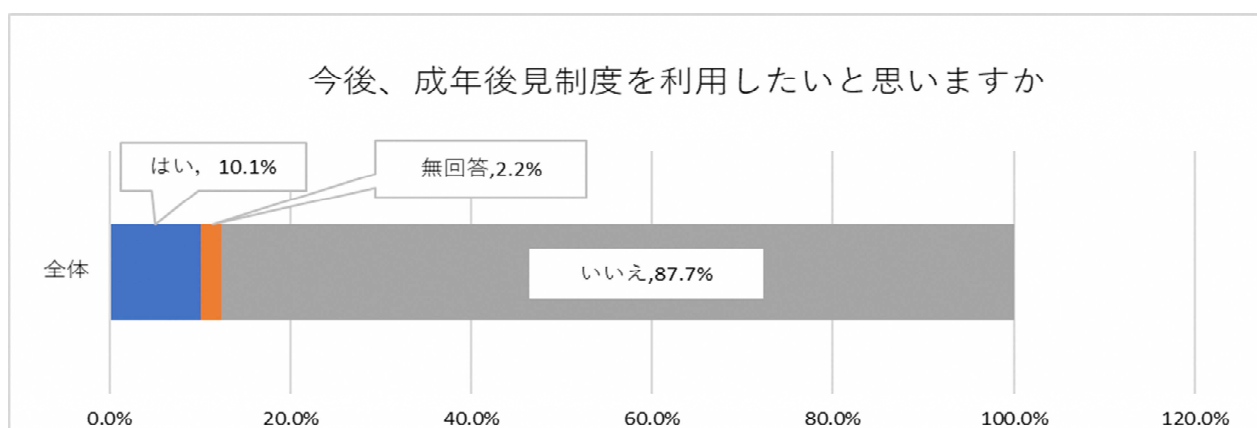
平成29年度に65歳以上の区民3,000人を無作為抽出して行った調査で、成年後見制度について「知っている」「だいたい知っている」と答えた人は、合わせて47.7%。「あまりよくわからない」と答えた人は32.4%、「全くわからない」と答えた人は15.0%であった。



出典：平成29年度（2017年度）高齢福祉・介護保険サービス意向調査報告書

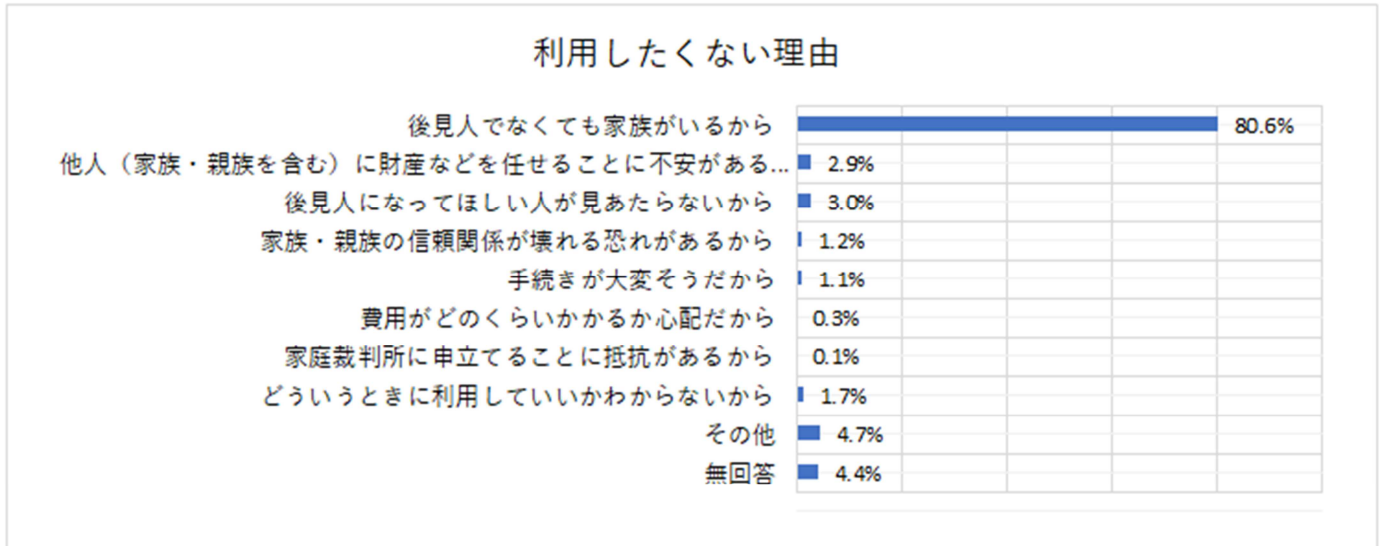
(4) 成年後見制度の利用意向

(3)で「成年後見制度」について「知っている」「だいたい知っている」と答えた方に、「今後、成年後見制度を利用したいと思いますか」と聞いたところ、「はい」と答えた方は10.1%だった。



出典：平成29年度（2017年度）高齢福祉・介護保険サービス意向調査報告書

「いいえ」と答えた方に成年後見制度を利用したくない理由を1つ選択してもらったところ、圧倒的に多かったのは「後見人でなくても家族がいるから」で80.6%、その次が「後見人になってほしい人が見あたらないから」で3.0%、次に「他人(家族・親族を含む)に財産などを任せることに不安があるから」で2.9%であった。



出典：平成 29 年度（2017 年度）高齢福祉・介護保険サービス意向調査報告書

5 中野区における成年後見制度利用支援

(1) 相談窓口

○成年後見支援センター（中野区社会福祉協議会に運営委託）

成年後見制度の説明、申立てについての支援、後見人等候補者の紹介等について、窓口・電話のほか必要に応じて訪問で相談に応じている。また、地域包括支援センター等関係機関の相談も受けている。

令和元年度 対象者の障害別新規相談件数

	認知症 高齢者	その他 高齢者	知的障害者	精神障害者	その他 ・不明	合 計
相談件数	149 件	90 件	18 件	26 件	31 件	314 件

・高齢者・障害者のための無料法律相談…月2回、弁護士、社会福祉士が相談に応じている。

○高齢者の成年後見制度にかかる相談窓口

地域包括支援センター（区内8カ所）

福祉推進課（区長申立）

○障害者の成年後見制度にかかる相談窓口

障害者相談支援事業所（区内4カ所）

障害福祉課（区長申立・知的障害者）

すこやか福祉センター（区内4カ所）（区長申立・精神障害者）

(2) 区長申立

成年後見制度では、民法等で認める申立権者の他に、本人に身寄りがないなどの特別な場合には、区長による申立てを認めている。

区長申立件数

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	31件	37件	39件	37件	16件

(3) 市民後見人（社会貢献型後見人）の養成

社会貢献の意欲が高い一般区民の方で成年後見支援センターが実施する養成研修（2年間）を受講し成年後見に関する一定の知識や対応を身に付けた受講生の中から、成年後見人等候補者（後見活動メンバー）として登録している。（令和2年3月31日現在 21人）

ご本人と近い地域に住む方が、地域の支えあいという視点を持ちながら、ご本人の意思を丁寧に把握し後見活動を行っている。

(4) 成年後見制度申立経費・成年後見人等報酬費用助成

成年後見制度の利用を希望する区民で、申立に必要な経費や成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に、その費用の全部、または一部について助成している。

<助成限度額（月額）>

ご本人が在宅で生活している場合…28,000円

ご本人が施設等で生活している場合…18,000円

令和元年度利用実績

対象	高齢者		障害者	
	件数	金額	件数	金額
申立経費助成	3件	24千円	0件	0千円
報酬費用助成	14件	3,310千円	4件	1,176千円
合計	17件	3,334千円	4件	1,176千円

(5) 後見人の支援

専門相談員による相談、親族後見人の勉強会を実施している。

(6) 職員研修

平成30年度から、すこやか福祉センター、地域包括センター、障害者支援事業所等の職員を対象に、成年後見制度や他の権利擁護事業の利用が必要な区民に対して適切な支援ができるよう、区内4カ所で研修を実施している。

(7) 広報・周知

- 成年後見制度講演会、成年後見制度申立講座、区民・団体・事業所等からの要請による出張説明会の実施
- 中野区成年後見支援センターニュースの発行

6 成年後見制度利用促進にかかる課題

- 成年後見制度を利用する人が、認知症等で制度の利用が必要と推察される人数に比べてかなり少ない。また、制度利用に消極的な人が多い。
 - ⇒ 成年後見制度に対する正しい理解の促進
成年後見制度を利用した際のメリットを実感できる制度の運用
- 既に判断能力が低下していて生活が困難になっているが、意思表示ができない区民が地域に存在している可能性がある。
 - ⇒ 支援が必要な人の早期発見、早期支援
- 成年後見制度を利用した不正が多く発生している。中には親族後見人が制度をよく理解していないために、結果として不正となるケースもある。
 - ⇒ 後見人等（特に親族後見人）に対する支援
- 区民で成年後見制度をよく知らない人、手続きが大変そうと感じている人が多数いる。
 - ⇒ 制度に関する広報の充実
相談窓口の周知

7 成年後見制度利用促進計画の基本的な方向性（案）

本人の尊厳と意思を尊重し、本人にとってメリットが感じられるような制度運用となるような取組をすすめる。

地域の関係者及び専門職が、連携して権利擁護に取り組むネットワークを構築する。

制度の正しい理解促進のため、より一層の広報・啓発に取り組む。

8 特にご意見等をいただきたい事項

区民の誰もが生涯にわたり地域で安心して暮らせるよう、権利擁護を図るための成年後見制度の利用について促進計画を策定するにあたり、課題及び課題解決の方策、計画の基本的な方向性について付加すべき事項等について、ご意見をいただきたい。